

高松市不育症治療費等助成事業について

不育症とは

妊娠はするけれども、流産（※生化学的妊娠（化学流産）は含みません）、死産等を繰り返して結果的に子どもを持っていない場合のことを、一般的に「不育症」と呼びます。

高松市では、不育症の検査及び治療を受けられたご夫婦の経済的負担を軽減するため、**医療保険が適用されない医療費の一部を助成する「高松市不育症治療費等助成事業」**を実施しています。

<p>要件</p>	<p>次の項目全てを満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2回以上の既往流死産若しくは早期新生児死亡がある方、又は1回の既往流死産若しくは早期新生児死亡があり医師に不育症の恐れがあると判断された方。 ○ 夫婦又はいずれか一方が高松市に住民登録していること。（事実婚も同じ） ○ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。 ○ 夫婦ともに市税を完納していること（未申告の場合は、あらかじめ申告の手続きをお願いします。） ○ 助成を受けようとする治療について、国、他の地方公共団体から類似の助成金等の交付を受けていないこと。 <p>※不育症治療のためへパリン療法を受けた方は、香川県の助成制度の対象となる場合がありますので、香川県にご確認ください。</p> <p>※先進医療として実施された「流死産検体を用いた遺伝子検査」につきましては、この制度とは別の助成制度の対象となりますので、裏面の「お問い合わせ先」までご連絡ください。</p>
<p>助成内容 助成割合</p>	<p>令和6年4月1日以降に開始した、保険適用外の不育症の検査及び治療で、国内の産婦人科を標ぼうする医療機関で受診したものを対象とします。</p> <p>※入院時の差額ベッド代、食事代、文書料、交通費その他の直接治療によらない費用は対象外です。</p> <p>※令和6年3月31日以前から継続して治療を行っている場合は、令和6年4月1日以降に受診した費用について対象となります。</p> <p>1回の治療期間（※）につき、助成対象費用の10分の7の額（1円未満切り捨て）を、5万円を上限として助成します。回数の制限はありません。</p> <p>※院外の薬局で薬剤等の処方を受けた場合は、受診等証明書（様式第2号）の「院外処方の有無」欄の「有」に○がある場合に限り助成対象費用に合算します。ただし、保険適用外で領収書・明細書がそろっているものに限りです。</p> <p>※1回の治療期間とは、不育症の検査を開始した日から、出産（流産又は死産等を含む）に伴い治療が終了するまでの期間のことをいいます。</p> <p>ただし、医師の判断により検査又は治療のみを「1回の治療」として申請することができます。</p> <p>例) ①不育症の検査のみ（妊娠後の不育症の治療を行わない場合） ②検査を行わずに不育症治療を開始し、出産（又は流産・死産等）の時点まで</p>
<p>申請期限</p>	<p>治療が終了した日（1回の治療期間の終了日）から6か月を経過する月の末日までに申請してください。</p> <p>※申請期限を過ぎると、助成を受けることができません。</p> <p>※治療終了日については、主治医にご確認ください。</p> <p>※治療期間の途中では申請できません。</p>
<p>助成方法</p>	<p>申請書等の内容を審査の上、承認した方に対して、交付決定通知を送付のうえ、助成金を口座振込で支給します（申請後、助成金の振込まで約2～3か月かかります。）</p> <p>要件に該当しないなど助成金を交付できない場合は、不交付通知を送付します。</p>

申請に
必要な
書類

- ① 高松市不育症治療費等助成金交付申請書（市ホームページからダウンロード可）
- ② 高松市不育症治療費等助成事業受診等証明書（市ホームページからダウンロード可）
 - ・ 検査及び治療を実施した医療機関に証明してもらってください。
 - ・ 治療期間に複数の医療機関を受診した場合は、医療機関ごとの証明書が必要です。
- ③ 不育症の検査及び治療を実施したことを証する医療機関の発行した領収書＋診療（請求）明細書（原本）（※領収書等は、窓口でコピーした後、原本をお返しします。）
 - ・ 受診等証明書の院外処方欄が「有」の場合は、薬局で発行した領収書と明細書も必要です。
- ④ 戸籍全部事項証明（原本）【次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、提出が必要です。】
 - ・ 申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください（コピー不可）。
 - (1) 高松市で初めて申請する場合
 - ・ 法律婚の夫婦で、同一世帯の場合に限り、高松市での2回目以降の申請時は省略できます。
 - ・ 法律婚の夫婦で、同一世帯の場合、過去に高松市に、不妊治療費の助成金申請のため提出している場合は省略できます。
 - (2) 夫婦が別世帯の場合 ・ 毎回、提出が必要です。
 - (3) 夫婦が事実婚関係にある場合
 - ・ 事実婚関係にある夫、妻のそれぞれの戸籍全部事項証明を、毎回、提出してください。
- ⑤ 【該当者のみ】住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）
 - ・ 夫婦のいずれか一方が、高松市以外の住民である場合、その方の居住先の住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）が、毎回、必要です。申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください（コピー不可）。
- ⑥ 【該当者のみ】事実婚関係に関する申立書（市が定める様式。市ホームページからダウンロード可）
 - ・ 事実婚関係にある夫婦が申請する際には、毎回、記入・提出が必要です。
- ⑦ その他持参するもの
 - 印鑑（金融機関の届出印でなくても構いません。）
 - 申請者名義の助成金振込口座（銀行名、支店名、口座番号）が分かるもの

★ 本制度についてご不明な点がある場合は、事前に必ずお問い合わせください。

☆ 申請から助成の決定までに、上記条件を満たさないことが判明した場合、不承認となります。

☆ 第二子以降の治療も対象です。

◎ 申請・お問い合わせ先

〒760-0074 高松市桜町一丁目9番12号（高松市保健センター内）

高松市 健康づくり推進課 医療給付係

TEL 087-839-2363 FAX 087-839-2367